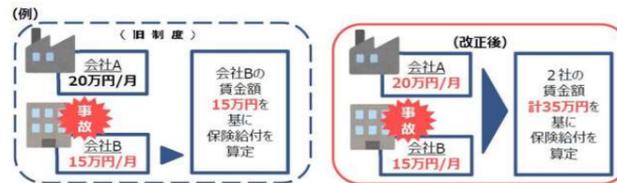




## ダブルワークなど複数の会社で働く方の 労災給付が改正されました

これまで、複数の事業所に勤務する労働者が業務災害または通勤災害にあったときは、**災害が発生した時の勤務先の賃金**をもとに給付額が決定されていましたが改正後は**すべての勤務先の賃金額を合算した額**を基礎に給付額等を決定することになりました。



労働者が被災したときは複数勤務の実態がないかをご確認くださいませようお願いします。

2020年9月1日以降に発生した災害から対象

## 知っておきたい労災のこと Q&A

### Q 労災の給付を受けられる労働者とは?

**A** 賃金が支払われるすべての労働者です  
正社員・パート・アルバイト・短期雇用など、労働時間や待遇は問いません。

### Q 自動車事故にあったときは?

**A** 労災を先行した方がスムーズです  
自動車保険は、給付の決定に時間がかかることがあるため、通勤・業務中の自動車事故は、労災の申請から進めた方が、ご本人の負担が少ないこともあります  
事故発生の際は、まずはご相談ください。

### Q 腰痛は労災になる?

**A** 業務との因果関係が認められれば労災となります  
介護職や重量物を取り扱う業種に従事し長期間にわたり反復的に体の一部に負担がかかることにより発症したと認められる腰痛症や腱鞘炎などが対象です

### Q 通勤災害の範囲は?

**A** 通勤災害の始点は以下の通りです  
戸建ての場合⇒自宅の敷地を出たところ  
集合住宅の場合⇒自宅玄関を出たところ  
※また、合理的な交通手段・経路であれば、通勤経路はひとつとは限りません

### Q 労災の対象となる「病気」とは?

**A** 発症した原因が業務(通勤)上のものであることが明らかであると認められるもの  
・高温な環境での作業による熱中症  
・有害物質による中毒  
・細菌による感染症  
・過重労働等による精神疾患、脳・心疾患など

### Q 建設現場での労災は?

**A** 現場の元請事業者が責任を負います  
建設現場には、多様な職種の事業が混在しています。元請事業者は、自社従業員だけでなく、すべての下請け事業者の労働者に対する補償をする義務があります

～災害が発生したときは、まずはお電話にてあおば事務所にご一報ください～

## ■ 企業のご紹介 (宣伝) ■

今回は、以前ご紹介いたしました、顧問先である **求人広告代理店 FAITH株式会社 社長 細谷様** から、事業主の皆様へおすすめの**求人システムをご紹介**いただきましたので、細谷様からのメッセージと併せて、ご案内させていただきます。

## ～ 求人活動の新しい形へ～ 「これで手間いらず、ロス無しへ」

人事・採用担当者様のお手間を削減しつつ、いい人材を逃しにくくします。

これらを目的として開発をされたのが **AIシステム、Truffle AI (読み: トルフェーアイ)** です。

人事・採用担当者様のメリットとしては、以下の5つがあります。

- ① 求職者へのスピード対応により、求人の取りこぼしがなくなります。
- ② 面接設定までAIによる自動対応がされるため、スムーズな対応が可能です。
- ③ 社員もしくは専門家からの紹介採用を促進できます。
- ④ 会社・従業員間、および 従業員同士の信頼感向上にも一役買います。
- ⑤ 誰でも簡単に利用できます。

スタッフ募集用QRコード



<https://trf.ai/8cm>

素早い求職者対応を実現することで御社の採用力を上げましょう!

ご興味・ご不明点等ございましたら、下記のお問合せ先まで、お気軽にご連絡ください。

【問い合わせ先】 FAITH株式会社 多田

Mobile: 080-6744-0799

Mail: t.tada@faith-2019.co.jp

## ■ 60歳以上の方の賃金低下時にはご連絡をお願いします ■

60歳になった際には、弊社より賃金低下の確認のご連絡をさせていただいておりますが、60歳から65歳になるまでに、賃金の支払い額が下がった場合については、あおば事務所までご連絡ください。その方が、社会保険・雇用保険に加入している場合には、お手続きが必要となるケースがございます。

## ■ 被扶養者状況リストを協会けんぽに返送されましたか? ■

提出期限は11月30日となっております。

まだ提出していない事業主様におかれましては速やかに協会けんぽへご返送いただくとともに、控え書類をあおば事務所にFAXまたはe-mailでお送りください。(健康保険組合に加入している会社はその組合の取り決めによります。)

## ～ その他のお知らせ ～

<電話以上訪問未満の打合せ>

あおば事務所では、Zoom (テレビ会議) による面談・会議・研修等に対応しております。